

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策

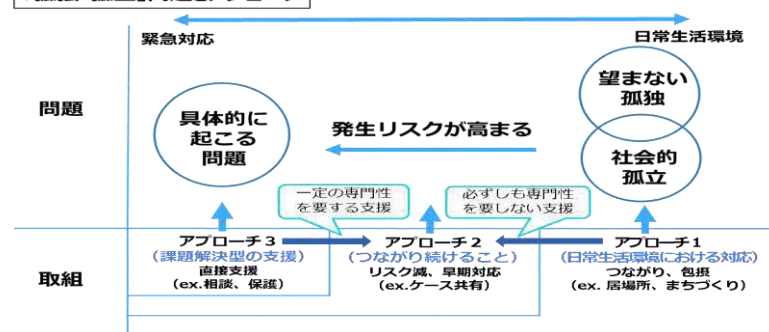
<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり**、人と人との「つながり」を**実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で**緩やかに築ける社会環境**づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> → **具体的施策は重点計画に記載**

- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

「孤独・孤立」問題とアプローチ



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ **孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う**

もう、ひとりで 悩まなくていいんだ。

あなたのための支援があります。



いくつかの質問に
答えていただくことで、
約150の選択肢の中から
あなたの状況に合った
支援・相談窓口を探せる
チャットボットがあります。

チャットボットで
制度・窓口を探す

<https://www.notalone-cas.go.jp/>



18歳以下の方へ

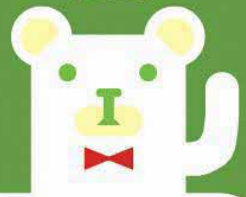
<https://www.notalone-cas.go.jp/under18/>



あなたはひとりじゃない

検索

北海道支援情報ナビ



生活 仕事 お金

家族関係 心と体の悩み

などの困りごとに対し
北海道の相談窓口を
自動応答にてご案内します。
検索した相談窓口へ直接ご相談ください。

LINEで
お友達登録
してね♪



お金の
こと



仕事の
こと



緊急の
困りごと



心と
からだの
悩み



家族
関係のこと



LINEの
メニューから
相談内容を選んで
相談窓口を
検索できます



LINE BOTとのやりとりの内容・個人情報などが保存・公開されることはありません。



実施団体 NPO法人コミュニティワーク研究実践センター
本事業は北海道と連携・協力に関する協定を締結し実施しています。



ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

1 目的・活動内容

(1)目的

北海道における孤独・孤立対策に取り組む行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげる

(2)活動内容

- 孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
- 行政機関及び支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- 孤独・孤立対策に関する好取組やノウハウの共有
- その他本会の目的を達成するために必要な取組

2 構成団体

幹事会員

孤独・孤立対策に関する中核的な役割を担う団体

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ①(社福)北海道社会福祉協議会 | ⑧北海道児童養護施設協議会 |
| ②(特非)北海道NPOサポートセンター | ⑨(社福)北海道母子寡婦福祉連合会 |
| ③(社福)北海道いのちの電話 | ⑩北海道シェルターネットワーク |
| ④道南ひきこもり家族交流会「あさがお」 | ⑪(公財)北海道民生委員児童委員連盟 |
| ⑤北海道ひきこもり成年相談センター
札幌市ひきこもり地域支援センター | ⑫北海道地域定着支援センター |
| ⑥(一社)北海道総合研究調査会 | ⑬登別市 |
| ⑦(一社)北海道ねっとわーく | ⑭北海道 (※) |

14団体

※ 総合政策部国際局国際課
総合政策部地域創生局地域政策課
総合政策部次世代社会戦略局DX推進課
環境生活部くらし安全局道民生活課
環境生活部くらし安全局消費者安全課
保健福祉部総務課

保健福祉部健康安全局地域保健課
保健福祉部福祉局地域福祉課
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課
保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

経済部労働政策局雇用労政課
経済部労働政策局産業人材課
教育庁総務政策局教育政策課
教育庁総務政策局社会教育課
教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課

会員

孤独・孤立対策に関連する
取組を行う団体

- ・市町村
- ・市町村社会福祉協議会
- ・参加を申し出た団体

368団体
(R5.10.19現在)

ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会規則

(目的)

第1条 この規則は、ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、本会の会員（行政機関及び市町村社会福祉協議会は除く）としての入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体は、別紙1（入会申込書）及び別紙2（誓約書）を提出することとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、幹事会員や行政機関等に照会を行うこととする。

3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

- 一 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
 - 二 これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
 - 三 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
 - 四 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと
- 4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 本会の会員は、構成団体名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は遅滞なく別紙3（変更届）を事務局に提出しなければならない。

3 構成団体名簿に登録された会員に関する情報については、原則、構成団体で共有するとともに、公開する。

(退会事由及び手続)

第4条 会員は、別紙4（退会届）を提出して、任意に退会することができる。この場合は構成団体名簿の登録を抹消する。

2 本会設置要綱第5条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて構成団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

附則 この規程は、令和5年10月12日から施行する。

詳しくは当課の
ホームページに
掲載しています

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

北海道福祉のまちづくり サポーター募集!

◆福祉のまちづくりサポーターとは?

心のバリアフリーの理解と普及を目指すため、日頃から取り組んでいる心のバリアフリーの活動を道に報告したり、日常生活で気付いた優良事例を自らがSNS等で情報発信していただくなど、普及啓発活動の担い手として活躍していただくボランティアです。

サポーターと道が連携して、心のバリアフリーの理解と普及を進めます。

※心のバリアフリーは、様々な心身の特性を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。



保健福祉のマスコット
キャラクター「うっさん」

◆サポーターの活動内容

- ① 日常生活で気付いた「街中のバリアフリー」の**優良事例**を自身のSNS(ツイッター、インスタグラム、フェイスブック)で情報発信
SNSは「#北海道福祉のまちづくりサポーター、#心のバリアフリー」
日常生活で気づいた優良事例を投稿するだけ!!
- ② 街中の**優良事例**の情報収集と道への情報提供(メール、FAX、郵送)
企業等の団体が取り組んでいる心のバリアフリー活動でもOK!
- ③ 自主的な勉強会、研修会等への参加
- ④ 企業等のボランティア活動に参加
- ⑤ 道の普及啓発活動に参加

◆上記のうち、どれか一つでも実施できればOK!

※優良事例を広く道民に周知し、心のバリアフリーを促進させることが目的です。マナー違反の指摘や特定の施設及び活動の改善を求めるものではありません。



◆サポーターの応募資格

福祉のまちづくりに興味、理解、熱意を持つ道民であって、心のバリアフリー推進に関する活動ができる方であれば誰でもサポーターになれます!

個人の応募だけではなく、学校やサークル、企業等の団体での応募もできます!

※原則として自らの責任・負担で活動していただきます。

◆サポーターの応募方法

裏面の「北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書」に必要事項を記入し、郵便・FAX・電子メールで道へ提出

※右のQRコードからも申請可能です

こちらのQRコードから登録の申請
ができます。

※18歳未満の方は、保護者の同意が必要となりますので、申請書の提出をお願いします。



◆お問い合わせ・申込先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

企画調整係

電話011-231-4111(内線25-613)

FAX011-232-4070

E-mail: fukushinomachidukuri-sapo@pref.hokkaido.lg.jp

北海道福祉のまちづくりサポーター

検索

詳しくは北海道庁地域福祉課の
ホームページで!



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/fukumachi-sapo.html>

北海道福祉のまちづくりサポーター登録申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

下記のとおり、北海道福祉のまちづくりサポーターへの登録を申し込みます。

【登録内容】

(ふりがな) 氏名または団体名	
(ふりがな) 代表者名(団体の場合)	
生年月日(年齢)	(昭和・平成・西暦) 年 月 日 (歳)
住 所	〒 —
電話番号	() —
E-mail	
あなたが実施可能な活動 に○を付けてください	ア 発見した優良事例を自分のSNSで情報発信 (使用するSNSに○を付け、アカウント名を記入してください) 【ツイッター: 】 【Instagram: 】 【フェイスブック: 】 【その他: 】 イ 優良事例の情報収集及び道への電子メール等による情報提供 ウ 自主的な勉強会・学習会への参加 エ 企業等のボランティア活動への参加 オ 道の普及啓発活動への参加 キ その他()

【保護者の同意書】(申請者が18歳未満の場合に記入)

上記の者が、北海道福祉のまちづくりサポーターへ登録することを承諾します。

(保護者)

住所

氏名

※保護者の氏名は自筆署名とします。

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

TEL011-231-4111(内線25-613) FAX011-232-4070

E-mail: fukushinomachidukuri-sapo@pref.hokkaido.lg.jp

「車いすマーク」の駐車場は 必要としている人のためにあります

本当に必要としている人が利用できるように、車いす使用者用駐車場の適正な利用にご協力をお願いします。

《車いす使用者用駐車場の意義》

現在、多くの店舗等の駐車場に国際シンボルマーク（車いすのマーク）が表示された幅の広い車いす使用者用駐車場が整備されています。この駐車場は、特に車の乗降に広いスペースを必要とする車いす使用者や、身体の不自由な方のために整備されているもので、建物の出入り口近くに設けています。

《自動車を運転する方へ》

車いす使用者用駐車場（スペース）は、便利な場所にあることから、ここに駐車する必要がない人が停めてしまうケースがよくあります。特に北海道は積雪寒冷の地であることから、この駐車スペースを本当に必要としている人がいつでも利用できるように、車いす使用者用駐車場を空けておきましょう！



《問い合わせ先》

保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線25-613)

FAX 011-232-4070